保護者 各位

岩手県立黒沢尻工業高等学校長

春季休業中における学校体育施設の開放について

標記の件について、県教委からの通知を参考にし、生徒の健康保持の観点から学校体育施設を開放しますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

訂

1 体育施設の開放について

- (1) 今回の学校体育施設の開放は、部活動ではなく生徒の自主的活動とする。
- (2) 教育活動の一環として行うものではないため、日本スポーツ振興センター 災害共済給付の対象外となります。
- (3) 事故が発生した場合、それに係る費用は自己負担となります。

2 詳細について

(1) 春季休業中における学校体育施設の開放について 【別添】

【担 当】 黒沢尻工業高等学校 副校長 及川秀明 TEL 0197-66-4115

春季休業中における学校体育施設の開放について

岩手県立黒沢尻工業高等学校 生徒指導部

学校体育施設を利用するにあたり、以下の点に留意すること。

1 期間

春季休業期間 令和2年3月20日(金)~4月6日(月) ただし、3月25日(水)、3月27日(金)、3月30日(月)は利用できない。 利用時間は、 $9:00\sim16:00$ までとする。

2 開放施設

グラウンド(野球場、ラグビー場、陸上競技場、ソフトテニス・硬式テニスコート) 弓道場、ボクシング場、第1体育館、第2体育館、格技場等

3 使用方法

- (1) 学校体育施設を利用する生徒は、関係職員に対して使用する日時及び施設を申告すること。
- (2) 関係職員は利用簿に必要事項を記載して校長から許可を得ること。
- (3) 屋内施設の解錠・施錠は関係職員が行う。

4 留意事項

- (1) 運動部員においては生徒の自主的活動とすること。
- (2) 感染を防ぐための取組をしっかり行うこと。
- (3) 学校への移動手段として、できる限り公共交通機関の使用を控え感染防止に努めること。
- (4)屋内施設を利用した場合は、室内の換気及び出入り口の消毒をするものであること。

5 その他

- (1) この期間中における怪我及び事故については自己責任とする。
- (2) 利用にあたっては保護者の同意を得ていること。
- (3) 利用者は、本校生徒に限る。
- (4) 岩手県教育委員会から新たな指示が出た場合は、その都度協議して対応に努めることとする。

								TAN 2 平 3 月 20 日~4 月 0 日		
		施設担当者			使用日時		使用時間帯 (上限3時間)		校長	
No	生徒氏名	(除菌・換気)	使用施設	使用人数					許可印	
					令和2年	月	日	~		
					令和2年	月	日	~		
					令和2年	月	日	~		
					令和2年	月	日	~		
					令和2年	月	日	~		
					令和2年	月	日	~		
					令和2年	月	日	~		
					令和2年	月	日	~		
					令和 2 年	月	Ц			

自主活動の際の注意及び留意事項

・・・・・原則的には部活動は禁止期間になります。・・・・・

1 体調について・・・・・以下の状況に当てはまれば不可

- ・発熱症状(体温が37 \mathbb{C} 以上、もしくは平熱より0.5 \mathbb{C} 以上高い場合)があった場合。
- ・咳が続く場合不可。
- ・その他、風邪 (鼻水、くしゃみ、頭痛) 症状どれかに該当する場合。
- ・体調不良(胃痛、めまい、吐き気等)の場合。

2 感染予防措置について

- ・移動(登下校)時のマスク着用。
- ・移動(登下校)後の手洗い(石けんを使って30秒若しくは消毒用アルコールの使用)とうがい・洗顔(手洗い後)すること。

3 活動時について

- ・あくまで個別練習。チームや集団での活動は不可。
- ・相手との距離を2m以上確保すること。
- ・キャッチボールやパスはかまわないが、バスケットやバレーにおけるコート内での 接触がある可能性のある活動は不可。
- ・柔道や剣道のような組み手や接触は不可。
- ・ラグビーや野球でのミニゲーム等接触の恐れがある活動内容は不可。
- ・ミーティングは不可とし、指示等はボードや紙で行うこと。
- ・着替え始めから練習終了後の着替え終わりまで3時間以内とする。

4 その他

- ・施設を利用したい場合は、関係職員に申し出て、校長の許可を得ること。
- ・自主活動中の怪我・事故等(登下校も含む)については部活動ではないので、基本 的には個人の負担となる。
- ・学校体育施設を利用して自主活動を行う場合は、必ず保護者の承諾を得るものとする。